

# 高性能林業機械等貸付支援事業 実施要綱

京都府森林組合連合会

## 第1条 趣 旨

京都府森林組合連合会（以下「連合会」という）が、林業「森世紀」創造戦略事業（林業事業体支援・出材体制強化事業）の事業実施主体として連合会が、京都府から交付を受け、高性能林業機械等貸付支援事業を実施するにあたり、必要な事項はこの要綱の定めによるものとする。

## 第2条 事業の内容

この事業は、林業事業体の原木安定供給体制を強化するとともに、木材利用の推進を図ることを目的に、連合会が借り上げた高性能林業機械等を、支援対象者に貸付けることにより支援する事業である。

## 第3条 支援対象者

この要綱において支援対象者とは、本事業の申請者となる、次の各号のいずれかに該当する事業体とし、（1）に該当する事業体を最優先するものとする。

- （1）高性能林業機械等を所有していない等の事由から、他の林業事業体との協業により利用間伐及び皆伐について実施しようとする森林組合又は林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条により「林業事業体経営合理化計画」を作成し、知事の認定を受けた認定事業体（以下「認定事業体等」という）で、貸付申請書の内容が適当と認められる事業体。ただし、協業する事業体は、認定事業体等であることは問わない。
- （2）高性能林業機械等の貸付により利用間伐及び皆伐について事業量を拡大しようとする森林組合又は認定事業体等で、貸付申請書の内容が適当と認められる事業体。

## 第4条 高性能林業機械等

この要綱において高性能林業機械等とは、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ、ハーベスタ、グラップル付バックホウ、フェラーバンチャ、タワーヤーダ、スキッド、林内作業車及びこれらと一体的に使用するものをいう。

## 第5条 支援対象作業

本事業が対象とする利用間伐及び皆伐は、京都府内で実施する、国・地方公共団体等の公的機関が行う補助事業ならびに直営事業（下請けを含む）及び法律に

基づく伐採について対象とし、専ら、森林の整備（作業道等の開設を含む）や木材の搬出に使用する場合に限り貸し出す。

#### 第6条 支援対象レンタル料

貸付支援の対象となる費用は、連合会が借り上げた高性能林業機械等の回送費及び補償料等を含む支援対象レンタル料（以下「レンタル料」という）とし、修理等に係る費用は含まないものとする。

#### 第7条 レンタル料の上限

本事業の1事業体当たりの年間レンタル料上限は、2,000千円（税抜）とする。

#### 第8条 事業の終了

本事業のレンタル料の累計が予算額の25,950千円（税抜）に達したときは、本事業は終了する。

#### 第9条 貸付料

貸付を希望する認定事業体等は、連合会が借り上げた高性能林業機械のレンタル料から府の補助金相当額（レンタルにかかる経費の3分の1）を除いた額及び、手数料として、レンタル料の20分の1を支払うものとする。

#### 第10条 貸付期間等

貸付期間は貸付決定通知日から翌年1月末日までの期間内とする。

#### 第11条 貸付申請

本事業による貸付を希望する認定事業体等は、貸付申請書[様式 1]（位置図および施業図、オペレーターの技能講習修了証、レンタル機械の見積書の添付）を提出すること。貸付申請期間は4月から12月の毎月1日から20日までとする。ただし、4月の貸付申請に限り、申請期間は4月25日までとし、貸付開始日は貸付決定通知日以降とする。

#### 第12条 貸付決定

連合会が認定事業体等から提出された貸付申請書を受理した場合は、速やかに貸付申請書の内容を審査し、審査の結果、支援することが適当であると認められる場合は、申請した認定事業体等に対し、貸付決定通知[様式 2]により通知するものとする。

### 第13条 変更申請

申請内容に変更が生じたら、変更承認申請書[様式 3]により変更内容を申請するものとする。ただし、貸付決定時のレンタル料を上回って申請することはできない。

上回る額について、本支援事業で調達したい場合は、上回る額について事前に貸付申請書[様式 1]により申請するものとする。

### 第14条 辞退

貸付決定後に貸付を辞退する場合は辞退届[様式 4]を提出することとする。

### 第15条 実績報告

前条により貸付決定を受けた認定事業者等は、申請した事業が終了した時に、速やかに必要な書類を添付して、実績報告書[様式 5]（位置図および施業図、オペレーターの技能講習修了証、貸付機械の稼働状況写真の添付）を連合会に提出するものとする。

### 第16条 貸付料等の請求

連合会は、前条により実績報告書を受領した事業者に対し、速やかに実績報告書の内容が適当であるかを確認し、貸付料及び手数料を請求する。また、レンタル料の実績額が以下の額を上回る場合は、事業者が上回る額を負担するものとし、連合会は事業者に併せて請求する。

- (1) 貸付決定時の額を上回る場合
- (2) 第7条のレンタル料の上限2,000千円（税抜）を上回る場合

平成29年6月12日施行

平成30年4月16日変更